

第3節 基本目標3 うるおいとやすらぎのある都市環境を創造します

1 快適な歩行・自転車利用空間の創造

現 状

1 レンタサイクル事業

本市は、温暖少雨な気候と平坦な地形に恵まれていることから、自転車が非常に利用しやすい環境にあります。

自転車は、手軽で便利な環境にやさしい乗り物として、子どもから高齢者まで幅広く利用され、日常生活に欠くことのできない交通手段であります。

レンタサイクル事業は、1台の自転車を複数の利用者が相互利用することで自転車の総量を抑制し、放置自転車を減らし、自転車等駐車場の有効活用を図るとともに近距離公共交通機関の一つとして位置付けています。

また、ワンコイン(100円)で24時間利用できる手軽さが受け、観光客にも多数利用されるようになり、年間延べ約26万5千人(18年度実績)が利用するほどになってきています。

現在、市内6か所にレンタサイクルポートを設け、約1,000台のレンタサイクルで運営しています。

レンタサイクル利用状況

(単位:台,件)

名 称	収 容 数	H14年度	15	16	17	18
瓦町地下レンタサイクルポート	220	26,890	35,625	41,682	47,715	52,408
高松駅前広場地下レンタサイクルポート	550	96,434	127,952	150,349	156,593	160,151
鍛冶屋町レンタサイクルポート	—	4,279	5,920	5,797	—	—
栗林駅前レンタサイクルポート	80	7,465	18,208	19,890	21,157	20,137
南部駐車場レンタサイクルポート	20	—	790	1,896	3,397	3,577
栗林公園駅前レンタサイクルポート	60	—	—	2,868	9,928	14,915
市役所レンタサイクルポート	70	—	—	102	10,483	13,517
合 計	1,000	135,068	188,495	222,584	249,273	264,705

※ 鍛冶屋町レンタサイクルポートは、平成17年3月26日をもって廃止。

2 自転車等駐車場

放置自転車は、市民の生活環境の安全性・利便性を低下させ、公共の場所の機能を妨げる原因ともなります。そのため、十分な数の自転車等駐車場を整備していく必要があります。

放置自転車台数は、増加傾向にありましたが、平成17年度以降は減少傾向になっています。自転車等駐車場は、10年度策定の高松市自転車等駐車対策総合計画により、23年度までに、市街地中心部および鉄道駅周辺に自転車等駐車場を計画的に整備するとともに、自転車利用者のマナー向上など快適な自転車等利用の環境づくりを行うこととしています。

18年度末現在で、本市が管理する自転車等駐車場は60か所、収容台数は9,869台となっています。

本市では、放置自転車等対策として、高松市自転車等の適正な利用に関する条例により、区域を定め、放置自転車等を撤去したり、事業所に対し自転車等駐車場の設置義務を定めるなどの対策を講じています。

市が管理する自転車等駐車場

平成19年3月31日現在

か所数	面積	収容台数
60か所	16,316m ²	9,869台

放置自転車等の警告、撤去、返還の状況

区分	H14年度	15	16	17	18
警告札貼付枚数(枚)	69,976	77,885	80,279	77,629	75,312
撤去台数(台)	14,216	13,144	12,885	11,364	10,048
返還台数(台)	8,103	7,012	6,653	6,060	5,189

放置禁止区域：JR高松駅地区、中央通り、美術館通り、琴電瓦町駅地区、サンポート高松地区
琴電栗林公園駅地区、JR端岡駅地区、JR栗林駅地区

放置整理区域：琴電片原町駅地区

課題

1 レンタサイクル事業

平成13年度から放置自転車を活用したレンタサイクル事業がスタートし、利用台数は5年で3.8倍に増加しています。

今後は、レンタサイクルシステムのより一層の利便性の向上を図るため、市街地中心部の鉄道駅で唯一未整備である琴電片原町駅にレンタサイクルポートを整備し、拡充を図ることが重要です。また、自転車を共有することにより総数を抑制し、放置自転車を減らし、自転車等駐車場の有効活動の観点等からも、レンタサイクルの利用促進に努め

る必要があります。

2 自転車等駐車場

高齢社会を迎えている現在、放置自転車を減らし、歩行者等の安全面を確保することが重要です。また、地球温暖化防止という観点からも、自転車の利便性を高めることにより、自動車・二輪車利用者を自転車へ転換することを促す必要があります。

また、高松市自転車等駐車対策総合計画に基づいた自転車等駐車場の整備などをより一層推進する必要があります。

市の取組

1 自転車利用環境の整備

(1) 歩行者優先道路整備事業の推進

歩行者が安心して歩ける、安全で快適な道路空間の確保のため、現況の道路幅員の中で、歩行者優先に配慮した歩車共存道路の整備を推進します。

(2) 自転車走行レーン整備事業の推進

都市の交通手段として広く自転車の利用促進を図るため、自転車が快適かつ安全に走行できる空間の整備を推進します。

(3) レンタサイクル事業の推進

自転車を共有することで自転車の総数を抑制し、放置自転車を減らし、自転車等駐車場の有効活用を図るとともに、近距離の公共交通機関の一つとして市民の利用に供するためレンタサイクル事業を推進します。

(4) 自転車等駐車場施設整備等事業の推進

「高松市自転車等駐車対策総合計画」に基づき、自転車および原動機付自転車の駐車需要の著しい地域、または駐車需要が著しくなることが予想される地域において、民間事業者または民営事業者が実施する自転車等駐車場施設整備等事業を推進します。

(5) 貨物車専用路上荷捌き駐車場設置事業の推進

貨物車専用路上荷捌き駐車場を設置することにより、荷捌き車両の違法駐車を防止し、道路交通の円滑化を図ります。

(6) 違法駐車防止対策業務の推進

違法駐車防止の広報啓発活動を実施するとともに、違法駐車防止重点地域における違法駐車状況を定期的に調査する等、道路交通の円滑化を図ります。

(7) 放置自転車等対策業務の推進

駅周辺の広場、道路など公共の場所から歩行者等の障害となる放置自転車等を排除することにより、歩行者等の通行の安全と円滑化を確保し、良好な都市環境の保持および向上を図ります。

(8) 歩道透水性舗装整備事業の推進

歩道舗装を透水性舗装で整備し、雨水を地中に浸透させることにより雨水の流出抑制や地下水の涵養、街路樹の育成など水循環健全化計画を念頭に、計画的な整備事業を推進します。

(9) 自転車に関する各種施策の推進

「自転車を利用した香川の新しい都市（まち）づくりを進める協議会高松地区委員会」の中で、自転車利用者のマナーアップや安全で快適な走行空間の確保、さらなる自転車利用の促進などを協議するとともに、自転車に関する各種施策を推進します。

私たちにできること

1 市民

- (1) 交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めます。
- (2) 自転車および原動機付自転車は、駐輪場に駐車します。
- (3) 違法駐車を行わないようにします。

2 事業者

- (1) 従業者の、交通ルール遵守・交通マナー向上を図るために、啓発を行います。
- (2) 違法駐車を行わないようにします。

環境指標

指標名	現況 (H18)	目標 (H27)
レンタサイクルの利用件数	265,000 件／年	286,000 件／年
自転車等駐車場の整備数	60 か所	66 か所

2 身近な緑の保全と創造

現 状

1 公園・緑地

公園・緑地は、市民の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場として親しまれるとともに、災害時の避難場所や救援活動拠点などとして、安全・防災面の機能も併せ持っています。

本市には151か所の都市公園がありますが、小規模な街区公園が多く、市民一人当たり都市公園面積は6.54m²であり、高松市緑の基本計画における中間年次(平成23年度)目標8.6m²の達成は、非常に困難な状況にあります。

このため、本市では、ちびっこ広場や河川敷利用などにより、できる限り広場が確保できるよう工夫しています。また、街路事業等の残地を利用し整備したポケットパークは、緑を演出するとともに、道路周辺の景観向上にも役立っています。

都市公園設置状況

平成19年4月1日現在

種 別	現 況		公 園 名 称
	公園数	面積(ha)	
街区公園	115	22.68	松島公園ほか
近隣公園	8	15.51	紫雲公園, 今里中央公園, 円座公園(県)ほか
地区公園	3	17.70	中央公園ほか
総合公園	2	24.28	仏生山公園, 峰山公園
運動公園	2	35.05	香川県総合運動公園(県)
歴史公園	2	83.31	玉藻公園, 栗林公園(県)
墓 園	2	16.06	平和公園
広域公園	1	30.60	さぬき空港公園 (県)
緑地緑道	16	32.54	杣場川緑道, 屋島緑地, 香東川緑地(県)ほか
計	151	277.72	

注：表中の面積は有効数字の都合上、合計の端数が一致しておりません。

2 緑化

本市では、公共施設や民有地の緑化および緑地の保全を推進し、緑豊かな都市環境を形成するため、高松市緑化条例や高松市緑の基本計画に基づき、緑化支援制度、助成制度、ポケットパーク整備など、様々な施策を実施し緑化対策を推進しています。

また、緑化ボランティア団体のフラワーサークル高松や公園愛護会などにより、多くの市民が緑化に関する活動に参加しています。

課題

1 公園・緑地

公園・緑地の整備を推進するとともに、整備に当たっては、周辺環境や利用者、利用形態、公園の種類を十分に考慮するとともに、これらをバランスよく配置する必要があります。

また、河川や水路などの水辺と融合させたり、動植物の観察の場を創出するなど、市民がより一層親しめるよう工夫していくことも課題となります。

2 緑化

市街地では、これまでに失われた緑を公園や街路樹等により補い、ヒートアイランド対策としても機能させ、また、今後、開発が進むと考えられる市街地周辺では、開発の動向を見据え、計画的な緑地の配置や残された緑の保全を図る必要があります。

このほか、市域周辺部にある大規模な緑の空間をつなぐ緑のネットワークを整備することも求められます。

市の取組

1 都市公園等の整備

(1) 都市公園の整備

都市において、良好な都市環境の形成を始め都市公害の緩和に資するとともに、災害時の避難地の確保や、市民のスポーツ、文化活動、レクリエーションの場を提供し、また、樹木の保護や文化財等の歴史的遺産の保護等にも貢献する貴重な資源として、多様な機能を果たすオープンスペースである公園・緑地の整備を行います。

(2) ちびっこ広場の整備

子どもたちが安全かつ健全に育ち、次の世代に貢献することを目的に、市街地内で現在空地となり使用されていない土地を借地として借り受け、子どもの遊び場等として整備を行います。

(3) ポケットパークの整備

緑豊かな潤いのある都市景観を創出するため、街路事業等の残地を利用して、個性あるポケットパークとして緑化などを行います。

2 緑化の推進

(1) 街路緑化の推進

都市の緑化を推進するため、公園の樹木や市道の街路樹について剪定・防除・灌水などの適切な維持管理を行うとともに、枯損木や倒木を補植するなど、環境と調和のとれた地域づくりを推進します。

(2) 民有地緑化の推進

自ら所有する宅地内に新しく生け垣を設置する者、および事業所の敷地内に新しく緑化木を植栽する者に対して助成金を交付し、潤いと安らぎのある快適な環境づくりを推進します。

(3) 建物緑化の推進

ヒートアイランド現象の緩和，良好な自然環境の創出および，快適性の向上や電力などのエネルギー消費の低減のため，建築物の屋上・壁面などの緑化を推進します。

(4) 花いっぱい運動の推進

快適な生活環境，カラフルなまちづくりを推進するため，公園内の花壇づくりのほか，幹線道路の分離帯，商店街の街角等に花壇を設け，四季折々の草花を植え付けて，潤いと安らぎのある生活環境の創出に努めます。

また，財団法人高松市花と緑の協会とともに，街頭や春のフラワーフェスティバル，人生記念植樹などの各種のイベント時に草花の配布等を行い，花いっぱい運動を推進します。

(5) 公園愛護会活動の支援

公園内の清掃・除草や遊具等の事故防止措置に対する連絡など，地域住民の手で公園を守り，地域の公園に愛着を持ってもらうために結成された公園愛護会活動を，支援します。

3 環境に配慮した公共工事への取組

(1) 公共工事における環境配慮への取組の実施

本市が行う公共工事の執行に当たり、計画・設計・施工の各段階において、環境に配慮した取組を行い、環境保全を図り、環境に調和した施設の整備を行います。

(2) 公共工事における雨水浸透施設の設置

公共施設整備の際は、敷地内に雨水を浸透させる構造にするよう努めます。

(3) 河川改修工事事業の推進

自然石による護岸，透水性のある水路底等，自然環境や渇水対策に配慮した整備に努めます。

(4) 歩道透水性舗装整備事業の推進（再掲：施策の項目3 1 1）

歩道舗装を透水性舗装で整備し，雨水を地中に浸透させることにより雨水の流出抑制や地下水の涵養，街路樹の育成など水循環健全化計画を念頭に，計画的な整備事業を推進します。

私たちにできること

1 市民

- (1) 公園を大切かつ有効に利用するとともに、清掃活動などへの積極的な参加・協力を努めます。
- (2) 庭木や生け垣などによる緑化を行い、緑を増やすよう努めます。
- (3) 花いっぱい運動など各種緑化イベントに、積極的に参加します。

2 事業者

- (1) 事業所敷地内・屋上などの緑化を推進し、身近な緑を増やします。
- (2) 花いっぱい運動など各種緑化イベントに、参加・協力します。

環境指標

指標名	現況 (H18)	目標 (H27)
市民一人当たり都市公園面積	6.5 m ² /人	7.0 m ² /人
公園愛護会の団体数	135 団体	155 団体
歩道透水性舗装整備延長	8,903m	13,551m

3 景観・歴史文化の保全

現 状

1 都市景観

本市では、高松市都市景観条例を制定するとともに、都市景観基本計画を策定し、都市景観形成地区の指定、大規模建築物等の新築等の届出、都市景観重要建築物等の指定、都市景観まちづくり協議会の認定、表彰・助成制度、都市景観審議会など、様々な施策を行っており、計画的な都市景観の保全・育成・創造に努めています。

また、高松市屋外広告物条例により、屋外広告物の規制を行っており、都市景観の保全を図っています。

屋外広告物許可状況

平成19年3月31日現在

区 分	許可件数 (件)					
	H14年度	15	16	17	18	
張り紙	0	0	0	0	0	
屋上広告	120	37	44	101	48	
消火栓標識添加	94	0	0	84	0	
バス停標識表示	2	0	0	0	0	
電柱	巻付	631	633	0	0	0
	添加	10	198	0	0	0
突き出し広告	3	0	0	4	5	
壁面広告	174	77	58	65	82	
野立	広告板	222	103	132	222	278
	広告塔	3	5	0	2	2
	広告幕	0	0	0	0	4
計	1,259	1,053	234	478	419	

第1章

基本計画の
基本的事項

第2章

高松市の
基本的特性

第3章

高松市の
望ましい環境像

第4章

施策の展開

第5章

計画の推進

資料

2 環境美化

本市は、昭和54年に環境美化都市宣言を行い、関係団体、市議会、行政による高松市環境美化都市推進会議が発足し、同会議において、サンポート高松・中央通り一斉清掃や清掃用具の貸出し、環境美化月間清掃キャンペーンなど、様々な活動を行っています。

市民による活動としては、市内12万世帯が加入している衛生組合によるボランティア清掃やたかまつマイロード事業など、様々な環境美化活動が行われています。

また、高松市環境美化条例により、市内全域で空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てを禁止するとともに、歩きタバコ禁止区域では、平成18年6月1日から、備付けの灰皿のある場所以外での喫煙を禁止しています。

歩きタバコ禁止区域図



3 文化財

本市は、歴史的、伝統的文化資源に恵まれており、全国的にも珍しい海水の水城である高松城と北之丸月見櫓、源平合戦の舞台となった屋島、江戸時代の大名庭園である栗林公園など、142の指定文化財と93の登録文化財があります。

指定・登録文化財の状況

平成19年10月1日現在

種別		国指定	県指定	市指定	国登録	市登録
有形文化財	建造物	6	6	6	81	0
	絵画	3	2	2	0	0
	彫刻	8	2	2	0	0
	工芸品	7	7	7	0	0
	書跡・典籍等 (古文書を含む)	8	7	7	0	0
	考古資料	0	4	4	0	1
	歴史資料	0	1	1	0	0
	小計	32	29	29	81	1
無形文化財		2	7	1	0	0
民俗文化財	有形民俗文化財	5	4	4	0	0
	無形民俗文化財	0	6	6	0	0
記念物	史跡	6	12	12	0	11
	名勝	1	0	0	0	0
	天然記念物	1	5	5	0	0
	小計	8	17	17	0	11
計		47	38	57	81	12
		142			93	

※ 無形文化財数は、保持者数または保持団体数でカウントしています。

課題

1 都市景観

都市の景観は、公共が整備・管理する公共空間と、民間により開発される空間など、個々の所有地の利用により形づくられているため、特に、周辺の環境と調和について考慮が不十分な場合、全体として見ると、美しい景観形成につながらない場合もあります。

このため、都市の美しい景観を自ら創出しつつ、優れた景観の保全と育成を地域住民の取組により促進できるよう、建築物等に対する景観誘導のための制度（都市景観形成地区制度など）の啓発を推進する必要があります。

2 環境美化

環境美化は、市民一人一人の行動に負うところが大きく、モラル向上のための啓発活動を継続的に推進していく必要があります。

環境美化の取組は、その担い手や地域がどちらかといえば限定的であり、活動の継続性等に問題があることから、既に行われている取組の一層の活性化を図るとともに、新たな活動を育むことで環境美化に取り組む市民の輪を広げることが重要です。

特に、地域とのつながりが希薄な人々が、気軽に環境美化活動に参加できる機会を設けることで、普段利用する道路や公共空間への愛着を自然に覚えるような仕組みづくりも必要となっています。

3 文化財

文化財の適切な維持・管理、助成などを引き続き継続し、正しい継承を図っていくことが課題となります。また、これらの文化財を、まちづくりや景観づくりに積極的に活用することが求められます。

市の取組

1 美しいまちの形成

(1) 都市景観形成地区の指定

重点的に都市景観の形成を図る必要がある地区を定めて、助言や指導・助成を行いながら、個性豊かなまちづくりを支援します。

(2) コミュニティ広場の整備

道路空間の環境保全に努め、まちのオアシスとして美観上・風致上のモデル地区として、市民の憩いの場として利用されるようコミュニティ広場の整備を行います。

(3) 電線類の地中化の推進

安全で快適な道路空間を確保し、都市災害の防止や道路景観の向上を図るため、電線類の地中化を推進します。

(4) 屋外広告物対策事業の推進

屋外広告物に関し必要な措置を講ずることにより、良好な景観形成や風致の維持に努めます。

(5) 空き地の適正管理

空き地を放置しておくと、雑草の繁茂とともに、ごみの不法投棄、害虫の発生、火災、花粉症等の原因となるおそれがあるため、「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」の規定に基づき、空き地の管理者等に対し、除草など適正な管理について口頭または書面で、協力を依頼します。

(6) ため池等景観整備事業

ため池や出水の恵まれた自然環境を有効に活用し、潤いと安らぎのある水辺空間を利用した小公園を整備し、適切な維持管理を行います。

(7) 環境美化啓発活動の推進

「高松市環境美化都市推進会議」を母体に、市民一人一人の郷土愛と自治と連帯に根ざす清潔で美しいまち「環境美化都市高松」を実現するため、サンポート高松・中央通り一斉清掃等の清掃活動や歩きタバコ禁止区域の指定など環境美化啓発活動を推進します。

(8) 地区衛生組合協議会による清掃活動等の支援

地域住民によって自主的に組織されている地区衛生組合協議会が行う、クリーン高松推進事業等の環境美化推進活動を支援します。

(9) 公園愛護会活動の支援（再掲：施策の項目322）

公園内の清掃・除草や遊具等の事故防止措置に対する連絡など、地域住民の手で公園を守り、地域の公園に愛着を持ってもらうために結成された公園愛護会活動を、支援します。

(10) 「たかまつマイロード」事業の支援

市が管理する道路の一定区間の清掃・緑化等の維持管理を自発的意思のもとで行う道路愛護団体の活動を支援します。

2 歴史・文化的財産の保存活用

(1) 文化財保存活用事業の推進

歴史・文化資源の保存の観点から、文化財の指定・登録および保存に努めるとともに、ふるさと探訪など文化財学習会や遺跡の現地見学会等を実施し、公開にも努めます。

(2) 名木保護事業の推進

長い間風雪に耐え、市民に自然の恵みを与えてきた郷土の古木、巨木などを本市の名木に指定し、これをたたえ永く保存します。

私たちにできること

1 市民

- (1) 地域での清掃活動などに、積極的に参加します。
- (2) ごみ・タバコのポイ捨てや、犬のふんの放置はしません。
- (3) 地域の歴史や文化を大切にし、守り育てます。
- (4) 地域で親しまれている古木・巨木等の保全を行います。

2 事業者

- (1) 地域での清掃活動などに、積極的に参加します。
- (2) 事業所の建築物・工作物については、周辺の景観との調和を図るとともに、魅力的な景観の形成に努めます。
- (3) 屋外広告物を設置する際には、関連法令を遵守し、良好な景観の維持に努めます。

環境指標

指標名	現況 (H18)	目標 (H27)
「たかまつマイロード」事業参加団体数	36 団体	126 団体
文化財指定件数 (有形・無形)	142 件	160 件
ふるさと探訪等文化財学習会の参加者数	975 人／年	1,200 人／年